

職員の任用に関する規則（昭和32年岩手県人事委員会規則第12号）第9条第1項の規定により、令和6年度岩手県警察官採用試験を次のとおり実施する。

なお、警察官B（男性）採用試験に係る第1次試験は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条ただし書の規定に基づき、警視総監と共同して行うものとする。

令和6年4月2日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

1 採用予定人員

区 分	職種区分・採用予定人員			
	警察官A (男性)	警察官A (女性)	警察官B (男性)	警察官A (女性)
岩手県	若干人	若干人	32人程度	12人程度
東京都	—	—	2人程度	—

2 受験資格 次の試験職種の区分ごとに定める要件を満たしている者。ただし、日本国籍を有しない者並びに地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する者は受験できない。

(1) 警察官A（男性） 平成元年4月2日以降に生まれた男性（令和6年4月1日における年齢が35歳未満の者）で大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者（大学から卒業見込証明書が発行される者。以下同じ。）又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者。

(2) 警察官A（女性） 平成元年4月2日以降に生まれた女性（令和6年4月1日における年齢が35歳未満の者）で大学を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者

(3) 警察官B（男性）

ア 岩手県関係 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性（令和6年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の者）。ただし、大学を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者を除く。

イ 東京都関係（共同実施分） 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた男性で高校を卒業した者若しくは令和7年3月31日まで卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると警視総監が認める者。

(4) 警察官B（女性） 平成元年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女性（令和6年4月1日における年齢が17歳以上35歳未満の者）。ただし、大学を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらの者と同等の資格があると人事委員会が認める者を除く。

3 試験の期日、場所及び方法

(1) 第1次試験

ア 期日 令和6年9月22日(日)

イ 試験地

(ア) 警察官A（男性）及び警察官A（女性） 盛岡市

(イ) 警察官B（男性）及び警察官B（女性） 盛岡市、胆沢郡金ヶ崎町、釜石市及び久慈市

ウ 方法 教養試験及び作文試験を、警察官A（男性）及び警察官A（女性）については大学卒業の程度、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については高等学校卒業の程度において行う。

(2) 第2次試験

ア 期日 令和6年11月11日(月)から同月20日(水)までの間で人事委員会が指定する日

イ 試験地 盛岡市

ウ 方法 人物試験、体力検査（反復横跳び、腕立て腕屈伸、上体起こし及び20メートルシャトルラン）、身体検査を行う。

ただし、人物試験のうち適性検査の一部を第1次試験と同日に行う。

なお、身体検査は、職務遂行に必要な健康度を有するかどうかをみるために行う。基準は以下のとおり。

- (ア) 視力 裸眼又は矯正の視力が両眼で0.8以上、かつ、一眼でそれぞれ0.5以上であること。
- (イ) 色覚 職務執行に支障がないこと。
- (ウ) 聴力 正常であること。
- (エ) その他 職務執行に支障がない身体状態であること。

4 合格者発表

- (1) 第1次試験合格者発表 令和6年10月9日(水)
- (2) 第2次試験(最終)合格者発表 令和6年11月28日(木)

5 受験手続

- (1) 申込方法 岩手県の電子申請・届出サービスを使用して申込手続を行うこと。
- (2) 受付期間 令和6年7月1日(月)から同年8月2日(金)まで

6 採用の方法等 職員の任用に関する規則に定めるところによる。

7 職務の内容及び給与 採用者は、巡査に任命され、警察学校で一定期間の教育訓練を受けた後、公共の安全と秩序の維持の任務に従事する。採用者の給与は、岩手県の場合、警察官A(男性)及び警察官A(女性)は公安職給料表1級19号給(222,600円)、警察官B(男性)及び警察官B(女性)は公安職給料表1級3号給(193,300円)の給料のほか、それぞれ期末手当、勤勉手当等が支給される。

8 その他 詳細については、岩手県人事委員会事務局に問い合わせること。